

●工事担任者資格制度Q & A

<工事担任者による工事・監督が必要な場合>

・工事における工事担任者の必要性の有無

Q 1. 通信線に電気通信事業者から送られてきたモデム等の端末機器を取り付ける場合は、工事担任者の資格が必要ですか。

A 1. 工事担任者資格が必要です。ただし、モデム等の端末機器が技術基準適合認定等を受けた機器であって、配線工事を必要としないで既存のモジュラージャックにモジュラープラグを差し込むだけであれば、資格は必要ありません。(関連: Q 10)

Q 2. 電気通信事業者の通信設備に通信線を接続する工事（端末機器の設定、配線工事、通信試験等）が完了していますが、PCなど端末機器の設置、設定に工事担任者の資格が必要ですか。

A 2. 工事担任者資格が必要です。ただし、PC等の端末機器が技術基準適合認定等を受けた機器であって、配線工事を必要としないで既存のモジュラージャックにモジュラープラグを差し込むだけであれば、資格は必要ありません。(関連: Q 10)

Q 3. 通信線にRJ45等の端子（モジュラープラグ）を取り付けるだけの作業ですが、工事担任者資格が必要ですか。

A 3. 工事担任者資格が必要です。

Q 4. 電気通信事業者のサービスを利用するため、屋内の配線工事を行うのですが、工事担任者の資格が必要ですか。

A 4. 工事担任者資格が必要です。

Q 5. 工事の際、社内で作成した図面、指示書どおりに端末機器を組み立て、端末機器間の配線を挿入しているだけですが、工事担任者の資格が必要ですか。

A 5. 工事担任者資格が必要です。電気通信事業者の通信設備に端末機器を接続する場合は、端末機器のセットアップ、設定、配線接続等のすべての工程において工事担任者による工事、または実地に監督させることが必要です。

Q 6. 通信障害の復旧の場合は、工事担任者の資格が必要ですか。

A 6. 通信障害等の復旧には、切り分け・回線試験・復旧工事等の作業が必要であり、接続工事と同様、工事担任者の資格が必要です。

Q 7. 電気通信事業者から工事の依頼を受けて工事を行う場合でも、工事担任者の資格が必要ですか。

A 7. 電気通信事業者から工事の依頼を受けた場合であっても、工事担任者の資格が必要です。

Q 8. 工事担任者資格があれば、工事を請け負うことが出来ますか。

A 8. 工事を請け負う場合、工事担任者資格の他に建設業法における許可等が必要な場合があります。

Q 9. 建設業法の主任技術者だけで端末設備や自営電気通信設備の工事はできますか。

A 9. 工事担任者資格が必要です。建設業法の主任技術者の資格では、電気通信事業者の通信設備に接続するための工事は出来ません。電気通信事業者の通信設備に接続する電気通信工事の場合は、これに係る一切の工事について工事担任者による工事、または実地に監督させることができます。

Q 10. 告示（昭和 60 年郵政省告示第 224 号）において、工事担任者を要しない工事の接続方法として プラグジャック方式により接続する方式がありますが、その考え方を教えて下さい。

A 10. プラグジャック方式により接続する方式の告示の趣旨は、家庭用電話機等の接続を前提としたもので、端末機器の設定、配線工事、通信試験等が必要でない場合であって、簡易な方法で接続可能で配線の加工を伴わない RJ11 や RJ45 などのプラグジャック方式による接続については、工事担任者による工事を要しないというものです。これ以外の工事の場合は、ネットワークの保護、他の利用者の保護、通信サービスの安定的な確保のため、工事担任者の資格が必要です。

<旧資格関係>

Q 11. 平成 17 年 8 月 1 日に工事担任者規則が大幅に改正され、資格者証の種類が改正されました。改正前の旧資格を持っている人が新資格を取得することにどのような意味がありますか。

A 11. 旧資格と異なり、新資格の試験においては、ブロードバンド・IP ネットワークや情報セキュリティなど新しい分野が試験範囲に追加されており、新資格を取得した方は、これらの分野の知識及び技術力を証明することになります。証明が求められる場面は、例えば、利用者が工事を発注する時に判断材料とすることも考えられます。なお、旧資格から新資格への受け換えに際しての移行措置として「基礎」と「法規」が免除となります。

Q 12. 制度改正前の旧資格で、工事が出来ますか。

A 12. 旧資格の範囲内で引き続き工事が出来ます。しかしながら、新資格の試験範囲には新しく「情報セキュリティの技術」が追加されており、通信ネットワークの IP 化の進展と情報セキュリティの確保等が求められている現在、新資格を取得することは情報セキュリティの知識技術を保有していることの証明になります。

<平成 25 年改正関係>

Q 13. 現在では 1 Gbps のインターネット接続サービスが多くなりましたが、このような工事は DD 第一種でないと出来ないのでしょうか。

A 13. 平成 25 年 2 月 1 日施行の工事担任者資格制度改正で DD 第二種と DD 第三種でも 1 Gbps 以下のインターネットサービスへの接続工事が出来るようになりました。

Q 14. DD 第一種の実務経歴による「技術科目免除」について、「デジタル伝送路設備に端末設備等を接続する工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒 100 メガビットを超えるものに限る。）に 3 年以上」から「デジタル伝送路設備に端末設備等を接続する工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒 100 メガビット（主としてインターネットに接続するための回線にあって

は、毎秒 1 ギガビット) を超えるものに限る。)」に変更になりましたが、「主としてインターネットに接続するための回線であって、毎秒 100 メガビット 1 ギガビット以下」の工事の実務経歴は、DD 第一種の実務経歴として認められますか。

A 14. 場合によって異なります。

- ・平成 25 年 1 月 31 日以前の実務経歴の期間については、試験の免除の対象として加算することができます。
- ・平成 25 年 2 月 1 日以降の実務経歴の期間については、試験の免除の対象とはなりません。

<その他>

Q 15. 会社、営業所などに工事担任者資格者証に応じた監督者がいれば、工事を行うことが出来ますか。

A 15. できません。工事を行う際には、当該工事現場に工事担任者がいて監督する必要があります。端末設備等の工事には、工事担任者による工事又は実地に監督することが義務付けられており、「実地に監督」とは、当該工事現場で当該工事に従事する者を指揮し、又は指示し、当該工事作業に関する一切の責任を負うことをいいます。

Q 16. 資格者証は常に携帯しなければならないのですか。

A 16. 利用者は工事担任者に工事を行わせることが義務付けられており、工事担任者は利用者から資格者証の提示を求められる場合がありますので、利用者の安全・安心の観点から常時携帯することを推奨します。

Q 17. 工事担任者規則第 38 条第 2 項において「工事担任者は知識及び技術の向上を図るよう努めなければならない」という規定が制定されたが、どのような趣旨ですか。

A 17. 工事担任者資格は更新義務や失効の無い終身資格ですが、電気通信分野における技術の急速な発展に対応するため、すべての工事担任者は、常に新しい知識・技術の修得・維持向上を資格者自らの自己研鑽(書籍等による自習、民間における研修等)により図っていく必要がありますので、当該努力義務を規定することとしました。

※工事担任者試験に係る詳細につきましては、指定試験機関である(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター (<http://www.shiken.dekyo.or.jp/>) にお問合せください。